

令和6年（ワ）第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 外15名

被告 東北電力株式会社 外9名

第3準備書面

令和7年5月15日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

被告東北電力株式会社、同電源開発株式会社、同関西電力株式会社、同九州電力株式会社、同中国電力株式会社、同北陸電力株式会社、同北海道電力株式会社及び同四国電力株式会社

訴訟代理人弁護士

吉原 朋成

同

高橋 俊光

同

泉 篤

同

丸山 真

同

中澤

同

森 駿

同 佐々木 智 生

同 宮 坂 省

同 鈴木 莉 子

同（連絡担当） 小 林 郁 也

上記当事者間の頭書事件について、被告ら８社は、原告らの令和７年３月３１日付け原告ら第２準備書面（求釈明申立書）（以下「原告ら第２準備書面」という。）に対する反論を目的として、以下のとおり弁論を準備する。なお、略語は特記なき限り被告ら８社の従前の例による。

第１ 原告らの求釈明に対する回答の必要性がないこと

原告らの求釈明は、被告ら８社についての２０１３年度のＣＯ₂排出量（原告らが主張するところの「本体」及び「販売電力」についてのもの）及び２０１９年度のＣＯ₂排出量（原告らが主張するところの「本体」及び「販売電力」についてのもの）について、その具体的内容、算出根拠、原告らの主張と被告ら８社の主張の齟齬の理由等の詳細並びに被告ら８社のＣＯ₂排出削減目標の詳細について明らかにするよう求める趣旨と思われる。

しかし、原告らの請求は「将来の給付を求める訴え」としての適格性を欠き将来請求の訴えの利益が認められないものであって（訴訟要件の欠缺）、また、本案の審理としても、被告ら８社は、原告らが主張する法的義務としてのＣＯ₂排出削減義務を負っていないことは、被告ら８社が既に主張したとおりである。

したがって、原告らの請求が訴訟要件を満たし、さらに、被告ら８社が、原告らが主張する法的義務としてのＣＯ₂排出削減義務を負うことを前提としなければ問題とならないような、２０１３年度のＣＯ₂排出量及び２０１９年度のＣＯ₂排出量の詳細並びにＣＯ₂排出削減目標の詳細について、被告ら８社が既に主張した以上の詳細な事項を明らかにする必要性はない。被告ら８社は、被告ら８社第１準備書面において、２０１９年度のＣＯ₂排出量、被告ら８社のＣＯ₂排出削減目標（２０１３年度のＣＯ₂排出量（又は温室効果ガス排出量）はＣＯ₂削減目標の中で言及している）を主張しているのであって、被告ら８社の主張に何ら不足する点はない。

第2 原告らは被告ら8社がいう「単体」の意味を誤って理解していること

また、原告らは、被告ら8社各社の「本体」とは、被告ら8社各社の法人自体と、これらの法人が株式の100%を保有する各子会社（以下「100%子会社」という。）を含む用語として使用するようであり、さらに、かかる意味での「本体」は、被告ら8社が使用する「単体」との用語と同じ意味であると理解していると思われる（原告ら第2準備書面第1の1〔1～2頁〕）。

しかし、被告ら8社は、100%子会社を含めず、被告ら8社各社の法人自体のみを指す意味で「単体」との用語を使用しており（被告ら8社第1準備書面第2の7(1)ウ〔35頁〕等）、原告らの理解は誤りである。

以 上